下妻市ＳＤＧｓパートナー制度実施要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の推進に賛同する企業、団体、特定非営利活動法人等（以下「企業等」という）を下妻市ＳＤＧｓパートナー（以下「パートナー」という。）として登録し、本市とパートナーが連携し、及び協働することにより、ＳＤＧｓの普及啓発及びＳＤＧｓの達成に向けた取組の一層の推進を図ることを目的とする。

　（活動内容）

第２条　市及びパートナーは、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行うものとする。

　(1)　ＳＤＧｓの達成に資する活動

　(2)　ＳＤＧｓの普及啓発及び広報活動

　(3)　学校教育でＳＤＧｓを学ぶための支援活動

　(4)　前３号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に必要と認められる活動

　（登録要件）

第３条　パートナーとして登録できるものは、次の各号のいずれにも該当する企業等とする。

　(1)　市内に事業所等を有し、かつ、社員又は構成員が５人以上であること。

　(2)　市内においてＳＤＧｓの達成に資する取組を行い、又は行おうとしていること。

　(3)　企業等に関係する法令等を遵守しており、かつ、公序良俗に反する活動をしていないこと。

　(4)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が関与していないこと。

　(5)　企業等及びその代表者が市税等を滞納していないこと。

　(6)　政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

　（登録の申請）

第４条　パートナーとして登録しようとするものは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

　(1)　下妻市ＳＤＧｓパートナー登録申請書（様式第１号）

　(2)　下妻市ＳＤＧｓパートナー宣言書（様式第２号）

　(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（登録証の交付）

第５条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、パートナーに登録することが適当であると認めたときは、パートナーに登録するとともに、下妻市ＳＤＧｓパートナー登録証を交付するものとする。

　（登録期間）

第６条　パートナーとしての登録期間は、登録日から登録日の属する年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了するまでにパートナーから取下げの届出がない場合は、更に１年間継続するものとし、その以後においても同様とする。

　（取組の報告）

第７条　パートナーは、登録期間中の取組について、市長が定める日までに下妻市ＳＤＧｓパートナー取組報告書（様式第３号）により市長に報告するものとする。

　（登録内容の変更）

第８条　パートナーは、登録内容に変更が生じたときは、下妻市ＳＤＧｓパートナー登録内容変更届出書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

　（登録の取下げ）

第９条　パートナーは、パートナーの登録を取り下げるときは、下妻市ＳＤＧｓパートナー登録取下げ届出書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

　（登録の取消し）

第１０条　市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

　(1)　提出書類に虚偽の記載その他の不正の行為があったとき。

　(2)　第３条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

　(3)　取組報告書を提出しないとき。

　(4)　前３号に掲げるもののほか、市長がパートナーとして適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、企業等に対しその旨を通知するものとする。

　（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　付　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和４年９月１日から施行する。

　（この告示の失効）

２　この告示は、令和１２年１２月３１日限り、その効力を失う。